

平成30年1月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 平成30年1月19日(金) 午後1時00分～午後2時40分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫

委員 武井 紀夫

委員 長谷部理絵

委員 吉田 一雄

委員 渡部 佳子

職員

教育部長 堀切 由彦

教育部次長兼教育総務課長 岩埜 伸二

教育部参事兼施設課長 勝畑 成一

教育部参事兼学校教育課長 河野 勝

教育部参事兼文化課長 山口 玲子

教育部参事兼図書館長 渡邊 雅夫

教育部参事兼中央公民館長 石井 一彦

学校給食課長 真戸原裕二

生涯学習課長 秋元 淳

まなび支援センター所長 齊藤 毅人

学校給食センター所長 地曳 俊雄

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

学校再編課主幹 内海 雅彦

(会議事務局)

教育総務課主幹 平野 和彦

教育総務課主事 萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案7件)

5. 議 案

議案第1号 市議会の議決を要する事件の議案(平成29年度教育費3月補正予算案)について

議案第2号 市議会の議決を要する事件の議案(平成30年度教育費当初予算案)について

議案第3号 市議会の議決を要する事件の議案(木更津市職員定数条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案)について

議案第4号 市議会の議決を要する事件の議案(損害賠償の額の決定及び和解)について

議案第5号 市議会の議決を要する事件の議案(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る変更契約の締結)に

ついて

議案第 6 号 市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について

議案第 7 号 市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定）について

6. 報告事項 なし

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、平成30年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日の会議の開催にあたりまして、長谷部委員から木更津市教育委員会会議規則第6条の規定により、遅刻の届出がございましたのでご報告いたします。

なお、本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立するものとし、これより開会いたします。

会議録署名人には、吉田委員にお願いいたします。また、前回、12月定例会議の会議録につきましては、武井教育長職務代理者と長谷部委員で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第1号「市議会の議決を要する事件の議案（平成29年度教育費3月補正予算案）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第1号「市議会の議決を要する事件の議案（平成29年度教育費3月補正予算案）について」ご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、平成30年3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る平成29年度3月補正予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、3ページのとおり平成30年1月16日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を求めようとするものでございます。

それでは、教育委員会に係る3月補正予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。4ページをご覧ください。はじめに歳入予算につきましては、表の一番下にございますとおり補正前予算額（予算現額）14億399万7,000円であったところ、2億9,091万9,000円減額し、総額を11億1,307万8,000円にしようとするものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。歳出予算といたしましては、表の上段にございますとおり、補正前予算額（予算現額）44億2,604万6,000円であったところ、3億5,522万3,000円減額し、総額を40億7,082万3,000円にしようとするものでございます。3月補正予算の内容でございますが、各課等における主な歳出の減額分につきましては、入札差金等各種事業実施における執行残でございます。詳細につきましては

ては、21ページから28ページの△（マイナス）表記のある事業となりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、歳出の主な増額分でございますが、21ページ、50款 教育費 5項 教育総務費 10目 事務局費の説明欄3. 奨学基金繰出金76万5,000円につきましては、寄附金の受入に伴い、当該基金に積み立てを行うため増額するものでございます。また、24ページ、15項 中学校費 10目 教育振興費の説明欄3. 要保護・準要保護児童就学援助費につきましては、各種入学用品単価改定のため266万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、繰越明許費及び地方債の補正内容につきましてご説明申し上げます。29ページをご覧ください。今回追加いたします繰越明許費につきましては、表の一番下、金田小学校グラウンド整備事業費でございます。追加補正の内容でございますが、金田西特定土地区画整理事業の進捗により、今年度終了予定の事業の一部が翌年度に繰越となったことから8,424万円を繰り越すものでございます。

30ページをご覧ください。続きまして、地方債の補正でございますが、変更いたします事業は表の下から2番目、大規模改造事業（小学校債）でございます。こちらにつきましては、祇園小学校プール改築工事及び真舟小学校校舎増築工事の事業計画の見直しに伴い、その限度額を2億5,310万円から1億2,820万円へ補正するものでございます。以上が3月補正予算の内容でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第1号「市議会の議決を要する事件の議案（平成29年度教育費3月補正予算案）について」につきまして、原案に対し「意見なし」と回答することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で「意見なし」と回答することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「市議会の議決を要する事件の議案（平成30年度教育費当初予算案）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第2号「市議会の議決を要する事件の議案（平成30年度教育費当初予算案）について」ご説明申し上げます。

議案資料32ページをご覧ください。本議案は、平成30年3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る平成30年度当初予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、33ページのとおり平成30年1月16日付けで市長から教育委員会教育長に対し、意見の聴取がございましたことについて、木更津市教育委員会組

織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を求めようとするものでございます。

それでは、教育委員会に係る当初予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。34ページをご覧ください。はじめに歳入予算につきましては、表の一番下でございますとおり、13億3,778万円で、平成29年度当初予算と比較し、6,634万7,000円の減額でございます。

続きまして、35ページをご覧ください。歳出予算といたしましては、表の上段でございますとおり45億6,425万8,000円で、平成29年度当初予算と比較し、1億7,471万6,000円の増額でございます。当初予算の内容につきましては、36ページから61ページが歳入、62ページから74ページが歳出となります。

それでは、歳出予算のうち平成30年度における主な新規事業につきましてご説明させていただきます。63ページをご覧ください。50款 教育費 5項 教育総務費 10目 事務局費の説明欄9. 小中学校統合関係事業費 419万7,000円につきましては、平成30年度末をもって統合となる小中学校の閉校準備に対する補助金等の経費でございます。

65ページをご覧ください。10項 小学校費 5目 学校管理費 説明欄3. の(9) 小学校教育環境整備事業費 2,240万2,000円につきましては、中郷小学校新校舎・屋内運動場及び真舟小学校増築校舎の供用開始に向けた備品購入等の経費でございます。

70ページをご覧ください。25項 社会教育費 10目 青少年育成費 説明欄2. の(3) 千葉県青少年補導(委)員大会開催事業費 141万5,000円につきましては、平成30年度の第49回千葉県青少年補導(委)員大会の開催地が木更津市となったことから、その開催に伴う事業経費として計上したものでございます。

71ページをご覧ください。15目 公民館費の説明欄9. 中央公民館仮移転事業費 5,122万6,000円につきましては、中央公民館の耐震が不足していることから、利用者の安全確保のため、スパークルシティ木更津へ移転することに伴う施設借上げ賃料等でございます。

72ページをご覧ください。27目 博物館費の説明欄6. 上総金鈴塚古墳出土品再整理報告書等刊行事業費 743万2,000円につきましては、「上総木更津金鈴塚古墳出土品」の国の審議会による再評価に係る審議をする際の資料として再整理報告書の刊行及び一般市民向けの概説書を刊行するための経費でございます。以上が平成30年度における主な新規事業でございます。その他、歳入・歳出予算の内容につきましては、お手数ですが、お手元の資料でご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

なければ、今回は前年に比べまして大きく減額されているところもございますが、事業執行として問題はないのでしょうか。

○岩埜教育部次長

平成30年度の当初予算につきましては、今年度末に市長選を控えていることがあり、骨格予算という位置づけとなります。その後、新市長の意向等を含めました予算については6

月補正予算で対応するという形になっております。教育委員会といたしましては、小中学校、キャンプ場の施設整備事業費のほか、公民館使用料の有料化に伴う使用料を財源とした備品購入費、金鈴塚古墳出土品の国宝化推進に向けた事業などが、6月補正で対応を行う予定となっております。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第2号「市議会の議決を要する事件の議案（平成30年度教育費当初予算案）について」につきまして、原案に対し「意見なし」と回答することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で「意見なし」と回答することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市職員定数条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第3号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市職員定数条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）について」ご説明申し上げます。

議案資料86ページをご覧ください。本議案は、平成30年3月市議会定例会に附議する教育委員会に係る条例案について、87ページのとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められましたので、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を得ようとするものでございます。議案資料88ページから119ページまでが3月市議会定例会に提案が予定されております、議案及び新旧対照表となります。それでは、それぞれの条例の改正内容につきましてご説明申し上げます。

88ページをご覧ください。こちらにつきましては、木更津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定でございます。89ページの新旧対照表をご覧ください。教育委員会に係る箇所といたしましては、第2条（6）教育委員会の職員定数が、227人から135人へ減するものでございます。各組織の定数につきましては、平成29年3月に策定されました、木更津市定員管理計画に基づき算出されたものでございます。この計画の期間は平成29年度から33年度までの5年間となりますが、平成29年4月1日の職員数を基準に、平成33年4月1日の職員数を目標数とし、1,070人とされております。議案資料89ページでは変更がないため、省略されておりますが、（4）選挙管理委員会の職員が4人（5）監査委員の職員が5人となっており、改正後の条例の各組織の定数を合計いたしますと、定数が1,070人となり、定員管理計画と同数となります。また、この定数の対象となる職員はフルタイムの再任用を含むすべての常勤一般職でございます。なお、参考といたしまして、平成29年4月1日現在の教育委員会の常勤一般職の職員数は126人でございます。

本条例は、平成7年以来の改正となりますが、定数減に関しましては当時、市内31小中学校に配属されている事務員・用務員について、全小中学校において常勤職員であったもの

が、現在、大半の学校において非常勤職員で対応をしていること、また、市内16公民館及び郷土博物館金のすずの各館長においても大半が常勤職員ではなく、非常勤特別職として勤務いただいていること、市役所全体としても平成7年度からの22年間において、272人の職員数が減少していることから、教育委員会といたしましても、135人の定数で事務執行に支障はないものと考えております。

90ページをご覧ください。続きまして、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。こちらの提案理由といたしましては、97ページの最下段に記載のございますとおり、平成29年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与の額等並びに特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

なお、この条例案につきましては、「職員の給与に関する条例」、「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」、「木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例」、「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」、「木更津市職員の育児休業等に関する条例」、「木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の6つの条例の一部を改正する内容となっておりますが、教育委員会に対して意見が求められた条例案につきましては、このうち「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例」となります。それでは、教育委員会に係る改正の内容につきましてご説明申し上げます。

103ページの新旧対照表をご覧ください。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、対象となる職員は、特別職の職員で常勤のものとなりますので、教育長の給与等に関連した改正でございます。改正箇所につきましては、期末手当が規定されております第6条第2項中、12月の期末手当の支給率を100分の222.5から100分の232.5に改めようとするものでございます。なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡って適用するものでございます。

続きまして106ページをご覧ください。こちらにつきましては、平成30年4月1日から施行されるもので、先ほど平成29年4月に遡って適用すると説明させていただきました特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給率を平成30年度から改めようとするものでございます。改正箇所につきましては、115ページの新旧対照表のとおり期末手当が規定されております第6条第2項中、6月支給分を100分の207.5から100分の212.5に、12月支給分を100分の232.5から100分の227.5に改めるものでございます。以上が3月市議会定例会に提案されます教育委員会に係る条例案でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○吉田委員

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例についてですが、期末手当の支給率の変更は必要となるものなんでしょうか。

○岩埜教育部次長

こちらに関しては、人事院の勧告に基づき変更するものとなります。

○吉田委員

木更津市職員定数条例の定数減につきまして、減しても問題ないとの説明ではありましたが、改正前と比べると半減に近い人数だと思われます。それでも問題はないとの認識でよろしいでしょうか。

○岩埜教育部次長

定数につきましては、現状の人数、また新たに再任用等で雇用する人数に加え、教育委員会内各機関での要望人数を踏まえ精査した結果でありますので、先ほどご説明いたしました135人でも問題ないと判断いたしております。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第3号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市職員定数条例及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）について」につきまして、原案に対し「意見なし」と回答することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で「意見なし」と回答することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号「市議会の議決を要する事件の議案（損害賠償の額の決定及び和解）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第4号「市議会の議決を要する事件の議案（損害賠償の額の決定及び和解）について」ご説明申し上げます。

議案資料120ページをご覧ください。本議案は、公用車運転中に相手方所有の店舗の壁を損傷させたことについて賠償し、和解しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会に上程することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を求めようとするものでございます。

121ページをご覧ください。今回の公用車事故につきましては、平成29年9月26日午後0時50分ごろ、木更津市立清川中学校の職員が商店の駐車場に公用車を駐車しようとしたところ、相手方所有の店舗に車両が衝突し、当該店舗の壁を損傷させたものでございます。この事故にあたりましては、本市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会において、現地調査等を行い、市側に過失があると認められたことから、建物修理費といたしまして97万2,000円、什器位置調整費といたしまして5万4,000円、計102万6,000円を支払い、相手方と和解することとしております。なお、本賠償額につきましては、同災害共済会にて全額が支払われることを確認しております。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○吉田委員

公務中の事故という認識で問題ないのでしょうか。

○岩埜教育部次長

公用車のガソリンを入れに行った帰り、業務に必要な品物の購入をしようとしたところの事故と報告を受けておりますので、公務中の事故であると考えております。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第4号「市議会の議決を要する事件の議案（損害賠償の額の決定及び和解）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第5号「市議会の議決を要する事件の議案（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る変更契約の締結）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第5号「市議会の議決を要する事件の議案（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る変更契約の締結）について」ご説明申し上げます。

議案資料122ページをご覧ください。本議案は、木更津市学校給食センターによる学校給食配膳業務について、真舟小学校の児童数増加による学級数の増加に伴い、平成29年3月22日に可決された「木更津第一小学校改築及び（仮称）木更津市学校給食センター整備事業に係る契約」の変更契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議案資料123ページのとおり、3月市議会定例会に提案する議案を市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を求めるものでございます。

この契約につきましては、真舟小学校の開校時にも変更契約を締結しており、変更前6億4,263万3,381円に対し、変更後6億5,428万983円となり、1,164万7,602円の増額となります。ただし、この契約には、金利変動、物価変動及び食数変更による増減額、市の是正勧告に基づく勧告並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内という付帯要件がついております。変更の理由につきましては、先ほどご説明しましたとおり、木更津第一小学校改築及び（仮称）木更津市学校給食センター整備事業に係る学校給食の配食校のうち、真舟小学校の児童数増加による学級数増加に伴い、配膳員の増員等により業務対価に変動が生じることから現行の契約を変更するものでございます。なお、契約の相手方につきましては、木更津教育サービスPFI株式会社でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第5号「市議会の議決を要する事件の議案（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る変更契約の締結）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第6号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について」ご説明申し上げます。

議案資料124ページをご覧ください。本議案は、木更津市立中央公民館の仮移転に伴い、木更津市立中央公民館の位置、使用区分、単位及び使用料の変更等をするため、関係条文の整備をしようとするものであり、125ページから126ページのとおり3月市議会定例会に提案する議案を市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の規定により、議決を求めるものでございます。それでは、改正内容についてご説明いたします。

議案資料125ページをご覧ください。主な改正箇所につきましては、木更津市立中央公民館がスパークルシティ木更津へ仮移転することに伴い、第2条第2項の表中中央公民館の位置を富士見一丁目2番1号へ改めるほか、各公民館の大字の丁目の表記を算用数字から、漢数字へと改めるものでございます。また、中央公民館の各種施設使用料については仮移転後の部屋面積に応じて別表第1に改めるとともに、陶芸用電気窯を廃止し、該当部分を削除するものでございます。詳細につきましては、恐れ入りますが、127ページから128ページの新旧対照表でご確認いただきたく存じます。なお、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○吉田委員

漢数字と算用数字の記載ですが、どのような表記が正解なのでしょうか。

○堀切教育部長

登記上については大字、つまり中央公民館の例で言えば「富士見一丁目」までが漢数

字というのが正しい記載となります。そちらにあわせて各公民館の表記を改正するものでございます。

○吉田委員

では今後、公民館からの文書は全てそのような形に修正されるのでしょうか。

○堀切教育部長

実際の現場においては、既に正しい表記に修正をしているところだと思われ、むしろ条例の記載が例外と認識しております。また、設置条例につきましては他にも大字の記載が算用数字になっているものがあり、それらに関しましては各条例の改正が必要なタイミングであわせて表記を切り替えていくものでございます。

○長谷部委員

改正内容の確認となりますが、改正後の条例において、中央公民館に今まであった陶芸用電気窯の記載を削除するということですが、廃止されるということによろしいでしょうか。

○秋元生涯学習課長

陶芸用電気窯につきましては老朽化の問題や移転が難しいことなどから、廃止の予定でございます。

○長谷部委員

現状、中央公民館にも陶芸サークル等があると思いますが、その方々はどうなるのでしょうか。

○石井教育部参事兼中央公民館長

陶芸用電気窯の使用については、窯が設置されている他の公民館に移動する予定でございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第6号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定）について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○岩埜教育部次長

議案第7号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定）について」ご説明申し上げます。

議案資料129ページをご覧ください。本議案は、木更津市立青年の家の廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであり、130ページのとおり、3月市議会定例会に提案する議案を市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第10号の

規定により、議決を求めるものでございます。

青年の家につきましては、木更津市立中央公民館に併設されていたところでございますが、同館のスパークルシティ木更津への仮移転に伴い、廃止するものでございます。青年の家に関連する事業につきましては、以前より中央公民館の事業の一部として実施しており、今回の廃止による各種事業への影響はございません。なお、この条例は平成30年7月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第7号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項でございますが、今月の報告案件はございません。

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・平成30年木更津市成人式実施報告

説明：秋元生涯学習課長

- ・平成29年度 木更津市公民館実践交流集会「シニアが主役のまちづくり」

説明：石井教育部参事兼中央公民館長

- ・金鈴塚古墳と祖（おや）の信仰

説明：山口教育部参事兼文化課長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○吉田委員

教育委員会とは全く別の部局ではありますが、現在中学生の勉強を見る大学生ボランティアの活動が広がりはじめております。中には子ども食堂との連携等を行っているところもありますので、それぞれ独立して行うのではなく、横の連携がとれればと考えている次第です。当初の目的といたしましては俗に言う負の連鎖といえますか、所得の低いご家庭の子どもの進学率・就職状況が低いのではないかと、ということに対する救済措置の側面が強かったわけですが、今は必ずしもそうではなく、中学生が自発的に勉強を

するにあたって大学生が手助けをするといった状況もあると聞いておりますので、どこかで集約なり横の連携なりができればと考えております。

○高澤教育長

近く、大学生のボランティアサークルを作る等の話を聞いたこともございますが。

○吉田委員

サークルとしてできるかどうかは未知数ではありますが、大学単位ではなく、もっと大きなくくり、学生ボランティアといったようなものがつくれないかとの話が確かにございます。現在ポスター等で募集をかけているところとなります。

○長谷部委員

子ども食堂については、現在木更津市は全部で3つ活動しており、それぞれが互いの活動を把握していると聞きますので、吉田委員がおっしゃったような横の連携も含め、よりよい形ができればと思います。

○武井委員

最近またインフルエンザが流行っていると聞いております。現在はB型が多いようです。12月頃に一度流行ったA型と違い、あまり症状が強くない型で、しかし感染力は高いものになります。既に今年度かかった方についても、一度罹患したらもうかからないというものではありませんので、ご注意くださいと思います。

○高澤教育長

インフルエンザについては現在、学級閉鎖の連絡がいくつか学校教育課にも入っているところですので。私どもとしても十分注意したいと考えております。

他にご意見等ありますでしょうか。

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、2月の定例教育委員会会議につきましては、2月16日（金）午後1時から、市役所朝日庁舎多目的室Bで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○高澤教育長

以上をもちまして、平成30年1月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員